地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、 同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年1月30日

徳島市監査委員 久米川 文 男

同 工藤誠介

同 岡南 均

同 吉本八惠

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社 (出資団体及び公の施設の指定管理者)

- 2 対象期間等 平成25年4月1日から10月31日までに執行した当該出資及び 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要

目 的 都市の環境美化、都市防災、健康・レクリエーション、安らざ等精神的充足の場となる等多様な機能と役割がある公園緑地の管理運営、利用促進事業を通して、市民生活に安らざと快適な空間を提供するとともに、緑化の推進啓発に関する事業を行うことにより緑豊かなまちづくりを促進し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

設立年月日 昭和60年3月29日

資 本 金 10,000,000円(徳島市出資比率50.0%)

事務所 徳島市北佐古一番町1番10号

職 員 数 9名(正規職員5名、臨時職員4名)

指定管理

ア 施 設 名 徳島市都市公園111施設

イ 指定期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

ウ 指定管理料 平成25年度 119,000,000円

第2 監査の実施期間

平成25年11月19日から平成26年1月27日まで

第3 監査の方法

出資の目的にそって事業が適切に運営されているか、出資及び指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益財団法人徳島市公園緑地管理公社の出納その他の事務及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。